

川崎市病院局規程第3号

労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市病院局企業職員の公務災害等に
伴う休業補償等に関する規程及び川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当
支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市病院局企業職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程及び川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程の一部を改正する規程

(労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市病院局企業職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程の一部改正)

第1条 労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市病院局企業職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程(平成17年川崎市病院局規程第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程の一部改正)

第2条 川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程(平成17年川崎市病院局規程第33号)の一部を次のように改正する。

第11条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第12条中「禁錮(こ)」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。